

～京都議定書はまだ発効していません～

# 全てはこれから！

## COP6の決定が命運を左右する

地球温暖化を一刻も早く食い止めるためには  
COP6で温室効果ガスを削減するきちんとした仕組みに合意し、  
京都議定書を批准・発効させる道筋をつくらなければなりません。

### @97年12月・地球温暖化防止京都会議(COP3)

日本で行われる過去最大の国際会議ということで、日本中の多くの人々が地球温暖化問題に関心を寄せ、会議は大きな注目を集めました。ここで「京都議定書」が採択され、先進国の温室効果ガス排出削減の数値目標が合意されました。

### @その後も続く交渉…

COP3で京都議定書が出来たのだから、世界の温暖化対策はもう順調に進んでいると思いませんか？

…実はそうではないのです。京都議定書の具体的なルールはまだ交渉段階にあり、完全に決まっています。先進国の間では、「抜け穴」を大きくし削減を楽にしようという動きが顕著になっています。この思惑が現実になったら、せつかくの京都議定書は温暖化対策として何の役にもたらず、それを支えた市民の努力がすべて無駄になってしまう恐れもあるのです。

### @最大の山場を迎える今年11月・オランダでのCOP6

2000年11月にオランダのハーグで気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)が開催されます。この会議で京都議定書の具体的なルールが決定されることになっています。COP6こそが、京都議定書の事実上の価値を決める、とても重要な会議なのです。COP6の結果次第でこれからの地球温暖化防止の命運が左右されるといっても過言ではありません。



気候ネットワーク

気候ネットワーク

<http://www.jca.apc.org/kikonet/>

京都事務所：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305 TEL 075-254-1011 FAX 075-254-1012 E-mail kikonet@jca.apc.org  
東京事務所：〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 西川ビル2F TEL 03-3263-9210 FAX03-3263-9463 E-mail kikitoko@jca.apc.org

# ◎COP6のい・ろ・は

## ◎なぜCOP6が重要なのか？

COP6は正式には、気候変動枠組条約第6回締約国会議と言います。締約国会議（COP）は、気候変動枠組条約（以下、条約）を批准している世界181カ国が参加することになっている会議で、条約が発効した後、95年以降毎年1回開催されています。

今年11月13～24日にオランダで開催されるCOP6は、97年の京都会議（COP3）で合意された京都議定書の内容をより具体的に決定しようとする会議です。つまり、京都議定書が意味のあるものとなるのかがこの会議で決まるのです。もしここでいかに内容になってしまったら、唯一の国際的な温暖化対策の仕組みが機能できず、世界の温暖化はますます加速し、取り返しのつかないことになってしまうでしょう。

COP6では、国際社会が温暖化の問題を再度深刻に受け止め、先進国が国内で削減する京都議定書として対策の第一歩を踏み出すことができるかが問われているのです。

## ◎交渉が難航しているって本当？

97年のCOP3では、たくさんの課題を残していたにも関わらず、その後の交渉は一向に進んでいません。

COP3では、先進国がそれぞれ何%削減するかで大きくもめました。それでも何とか数値目標に合意したのです。今度は、どうやって削減を計算するのか、など具体的な方法を決めなくてはなりません。しかしそれに便乗し、いったん決めた目標について、海外で減らす仕組みや、森林が吸収したことにする仕組みなどによって抜け穴拡大をもくろむ動きが目立ってきました。各国の利害の対立はいつそう顕著になっています。そのため、COP6直前となった今でも重要な論点についてはまだほとんど合意に至っていない状況なのです。



## ◎京都議定書の内容

京都議定書とは、97年12月に採択された温暖化対策のための国際的な取り決めです。京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）・メタン・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）・HFC・PFC・SF<sub>6</sub>の6つの温室効果ガスについて、90年と比較して2008～12年の間に、先進国全体で少なくとも5%削減することになっています。また、数値目標は日本6%、アメリカ7%、EU8%など各国ごとに差がつけられています。

海外で減らしたことにする仕組み（京都メカニズム）や森林のCO<sub>2</sub>吸収分を排出量から差し引くことができる仕組み（吸収源）などが政治的妥協として導入されましたが、これらの詳細は十分に議論する時間がなく先送りされました。

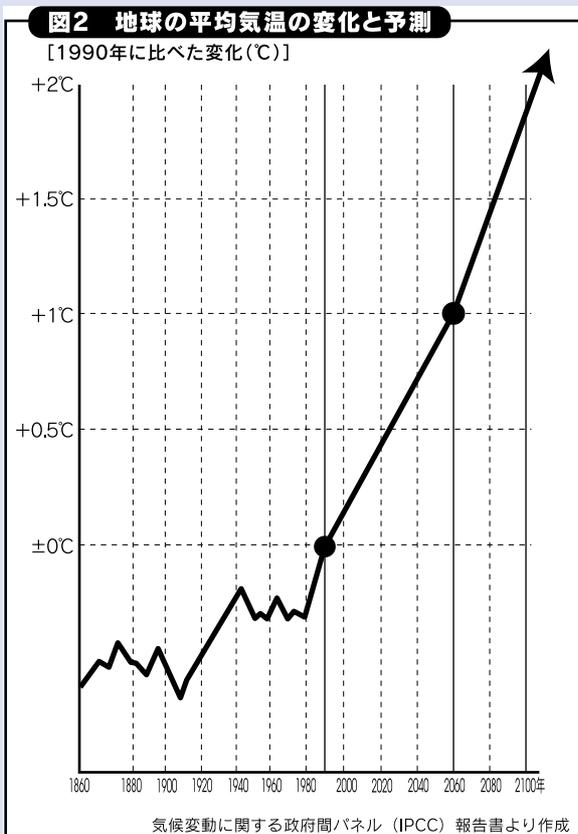
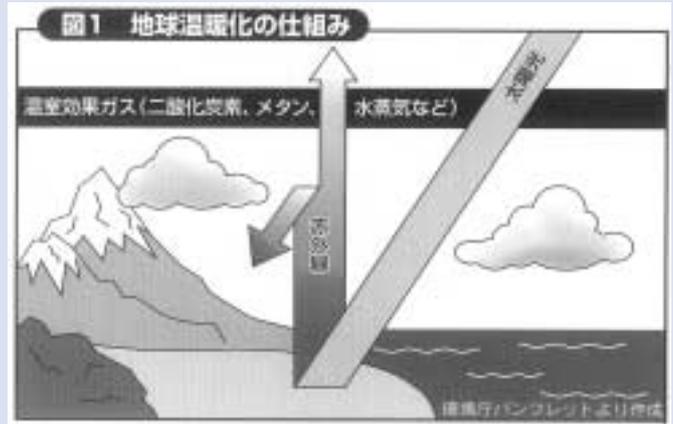
＜表 先進国の数値目標＞

	目標	排出を削減または抑制する国	現状で目標以上に減少している国
増加を容認	+10%	アイスランド	
	+8%	オーストラリア	
	+1%	ノルウェー	
安定化	0%	ニュージーランド	ロシア、ウクライナ
削減	-5%		クロアチア
	-6%	日本、カナダ	ポーランド、ハンガリー
	-7%	アメリカ	
	-8%	欧州連合諸国、リヒテンシュタイン、モナコ、スイス	ブルガリア、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア

# 地球温暖化とは？

産業革命以降、人類は石油・石炭などの化石燃料を大量に消費して発展をとげ、それとともに、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)など温暖化を加速させるガスを大量に排出してきました。

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれCO<sub>2</sub>や人工の化学物質であるフロンなどの「温室効果ガス」と呼ばれるガスが大量に放出されてきたために、地球全体の平均気温が急激に上昇している現象です。温室効果ガスはビニールハウスのような役割をしており、大量に放出されるとそれだけ地球が暖められることとなります(図1)。



地球温暖化問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした私たち人間の社会・経済の仕組みそのものがもたらした問題です。人間は今や、地球全体の環境をも汚染し、破壊しつつあるのです。

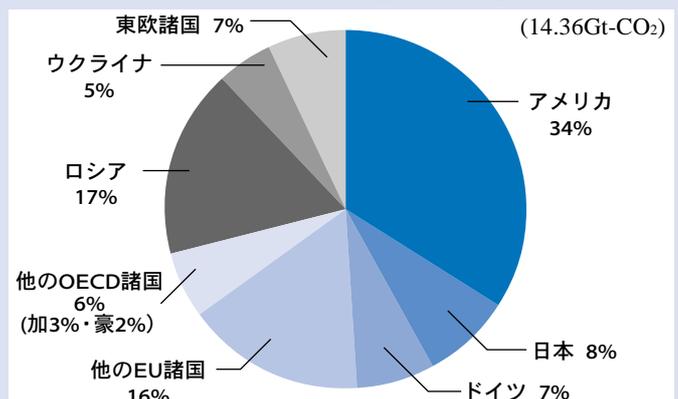
世界の科学者で構成されるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の予測では、このまま何も対策を取らずに排出増加を続けると、地球の気温は今後100年で約2度という人類が今だかつて経験したことのないほどまで上がり(図2)、これによって人類の生存をも脅かすさまざまな問題が起こると考えられています。

地球温暖化が加速すると気温が上昇するというだけでなく、さまざまな気候の変化によって局地的な大雨や干ばつなどの異常気象が起こったり、極端な猛暑や寒波が襲ってくると言われています。また、海面上昇や砂漠化・森林火災の加速なども懸念されています。これらの問題に対して、IPCCの科学者たちは、今すぐ50~70%のCO<sub>2</sub>排出を削減しないと大気中の濃度は安定しないと警告しています。京都議定書は先進国全体で5%削減するものですから、本当に小さな一歩にすぎないことがわかるでしょう。

90年の先進国のCO<sub>2</sub>排出量を国別で見ると、日本は8%を占め、アメリカ(34%)、ロシア(17%)に次いで、3番目に排出の多い国であり、世界の中でも温暖化対策を取るべき責任が重いといえます。

京都議定書の発効には、55カ国以上の批准と先進国の90年のCO<sub>2</sub>排出量の55%を占める国の批准が必要とされています。

先進国(付属書1国)CO<sub>2</sub>排出量 [1990年]



# ◎COP6の論点～議論のポイントは？

## ◎何が話し合われるの？

COP6で決めなくてはならないことは山ほどありますが、中心的な議題として、

- 森林などの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収の扱い
- 海外で削減したり、削減分を売買したりする仕組みのルール
- 途上国への具体的な支援策
- 目標を守らせるための措置、また守らなかったときの措置

などを話し合うことになっています。これらについては京都会議以降、交渉がほとんど進んでいないのが現状です。温室効果ガス削減の義務を負った先進国は、もっと楽に減らせる仕組みができるかもしれない様子を見ており、COP6後に参加の準備をしようと考えています。現時点で京都議定書に批准しているのは、途上国22カ国のみで先進国では1カ国もありません。各国が批准をし、地球サミットから10年にあたる2002年のリオ+10までに発効させるためにもCOP6の決定は非常に重要です。

### ①温暖化対策としての森林の吸収をどこまで認めるか

地球温暖化を防止するためには、石炭・石油などの化石燃料の消費やフロン利用を削減しなくてはなりません。ところが、京都議定書では、森林が光合成を通じて二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を吸収することにも着目し、植林などの活動を通じてこの吸収能力を向上させる努力をした場合も温暖化対策とみなし、その一部を目標達成にカウントすることが認められました。しかし、具体的な計算方法などは一切決まっていません。その上、吸収の実態などについては科学的に明らかになっていない部分がたくさんあります。そこで世界の科学者で構成される「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が約2年の歳月をかけ、今年5月に「吸収源に関する特別報告書」をまとめました。COP6では、これらの科学の知見を受けて以下のような吸収源の扱いについて決めることになっています。少々難解かもしれませんが、日本が大きく頼ろうとしている森林等の吸収について、少し詳しく取り上げてみましょう。

#### ◎定義の問題

京都議定書で目標達成の対象になっているのは「90年以降の植林・再植林・森林減少」の活動です。しかしこれらの用語の定義すらまだ決まっていません。特に「再植林」については、直前の伐採を認めるかどうかで定義によって異なり、それによる吸収見込み量が大きく変わってきてしまいます。環境NGOは、吸収源の拡大のために原生林を伐採してまで植林をするような方法が認められることのない定義（IPCCの定義）を選択するべきであると主張しています。

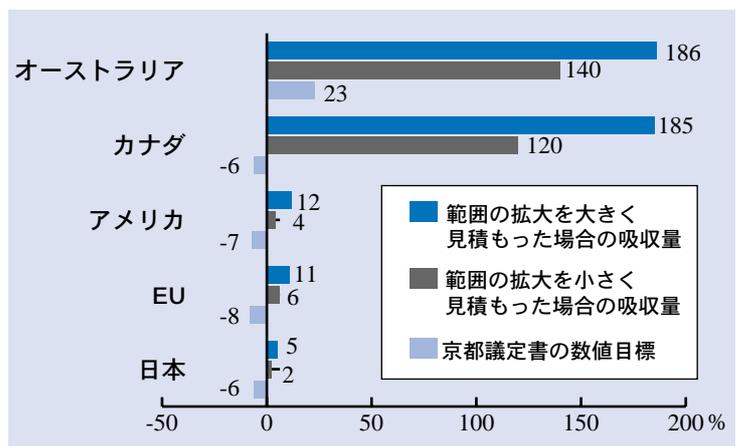
#### ◎吸収の対象範囲の拡大

京都議定書では、森林を管理した場合や牧草地、土壌などを吸収源の対象としてさらに追加するか検討することになっています。しかし、これらの活動を認めると、不確実な要素があまりに大きいため吸収量を正しく計測することが難しいことや、一部の国だけが得をするひどく不公平なものになるなどの問題が指摘されています（下図）。これらの追加的な活動については、原則として2013年以降に適用することになっていますが、少しでも早く、より大きな吸収分を得て国内削減を楽にしたいと考える日本やアメリカなどは、第1約束期間の2008年から大幅に利用しようとしています。一方欧州連合（EU）は、不確実性が高いことを最大の理由に、第1約束期間には適用すべきではないと主張しています。環境NGOも、吸収の範囲を拡大して不確実性を高め、数値目標の意味を失わせることには反対し、第1約束期間に適用すべきではないと主張しています。

#### ◎途上国での吸収源プロジェクトを認めるか

「京都メカニズム」の一つに、途上国で行う温暖化防止

私たちは、吸収源の問題は京都議定書を台なしにする最大の抜け穴となる恐れがあると強い懸念を抱いています。



対象範囲拡大を大きく見積もるとカナダやオーストラリアは排出量を3倍に増やしてもいいほどの莫大な吸収量が生じる



プロジェクトに投資し、そこから生じた削減分を先進国の目標達成に利用できる「クリーン開発メカニズム(CDM)」という仕組みがあります。この対象に森林などの吸収源プロジェクトも認めるかどうかが問題になっています。日本やアメリカは、途上国での海外植林プロジェクトなどを利用したいと考えています。一方、途上国の中でも温暖化対策を通じて国内の森林減少を止めたいと希望する国があります。しかし、これらを対象にしてしまうと、先進国は国外で膨大な削減量を得ることができ国内での削減努力が失われてしまうととも、本来の森林保護として適切でない部分だけが進む恐れがあるため、反対する声も大きいのです。環境NGOは、環境保全の観点から見て吸収源プロジェクトをCDMの対象とすべきではないと考えます。また、日本やアメリカ、オーストラリアなどが吸収源を拡大する主張をすることは、京都議定書にとって最大の危機であると強く批判しています。

## ②海外で削減したり売買したりする仕組みのルール

京都議定書では、削減義務を負った先進国が目標達成をしやすくするための制度「京都メカニズム」を利用することが認められました。京都メカニズムを使うと、国内で対策をとったことと同じとみなされるわけです。日本をはじめ大量に温室効果ガスを排出している先進国は、国内削減のかわりに京都メカニズムを使って、「安く」「簡単に」目標達成をしたいと考えています。

### ◎京都メカニズムの利用を制限するかどうか

京都議定書では、ロシアやウクライナなどにとてもゆるい数値目標が定められました(p2)。これらの国では、目標を楽に達成した上に、日本やアメリカに余った削減分を安く売ることができる状態になっており、京都議定書の抜け穴として「ホットエア」と呼ばれています。ホットエアの量はあまりに膨大なため、利用を制限しなかったら、先進国は国内の削減努力をほとんどせずに、紙の上で削減したことにして目標達成できてしまい、まさに数字合わせだけの京都議定書になってしまいます。これを「効率良く安く行う方法」とは呼ばれません。EUや途上国などは先進国内での削減を重視するために、利用に上限をつけるべきと主張していますが、日本やアメリカなどは制限なく自由に使うことを主張しています。これは京都議定書を左右する大きな対立点の一つです。環境NGOは、国内対策をまず実施するべきという原則にたつて、京都メカニズムの利用に上限をつけることは不可欠だと考えています。

### 京都メカニズム

他の国から削減分を買ってくる仕組み（排出量取引）や、他の国で温暖化対策プロジェクトに投資したらその削減分を国内の目標達成に利用できる仕組み（共同実施・クリーン開発メカニズム（CDM））などを総称して京都メカニズムといいます。

## ③途上国支援はどのように具体化するのか

地球温暖化の被害を大きく受ける途上国への支援や、途上国自身が温暖化対策を実施するための技術移転などは、気候変動枠組条約に定められた先進国の義務です。しかし95年に条約が発効して以来、これら途上国への支援は十分に行われてきていません。

一方、フィジーやモルジブなどの島国の海面上昇や世界各地の干ばつや洪水などにみられるように温暖化の被害は既に深刻です。COP6では、先進国にとって都合の良いことばかり議論するのではなく、これまで十分な対応が取られてこなかった途上国への支援について、具体的な対策に合意することも求められています。この問題を複雑にしているのがサウジアラビアに代表される産油国で、先進国が温暖化対策を取って石油が売れなくなった場合の経済的損失を補償すべきと主張しています。先進国は、これら産油国の主張を回避しつつ、温暖化の影響・被害を受ける国の「持続可能な発展」のために緊急な策を取らなくてはなりません。しかし、先進国は必ずしも途上国支援に対して積極的な姿勢を取っていません。

## ④義務を守らなかったらペナルティーはあるのか

もし先進国が削減義務を守らなかったら、どんなペナルティー（罰則）が待っているのでしょうか？ 実は、その中身もCOP6で決めなければなりません。ペナルティーが何もなかったら、各国は数値目標を守る意欲がなくなってしまいますし、守らなければ意味がありません。罰則などの厳しい措置をどこまで入れるのかについては各国の意見は様々です。日本は、ペナルティーのないゆるい措置を主張しています。その他に行動計画を作らせる提案や、事前に基金を作る案も出ています。いずれにしても守らなかった場合どんなムチが待っているのかが決まらなと、京都議定書が効果を発揮できるか判断することはできません。環境NGOは、守らなかった場合には強いペナルティーを与える必要があり、目標を達成できなくても何ら責任が問われないような甘いものであっては効果がなくなると考えています。

## 👁️ 吸収源・ここが問題!! ~「木」を見て「森」を見ず

地球温暖化対策として森林の吸収を対象にすることにはさまざまな問題があります。

これから20～50年先には、温暖化自体が原因になって森林の破壊が加速すると言われています。そうなれば、今、植林などで一時的に吸収とみなされた活動であっても、その頃には結果的により大きな排出となってしまう、全体としては、もっと温暖化がひどくなるというような悪循環が起こり、温暖化対策になっていないことが懸念されます。吸収源を対象にするときには、このような「抜け穴」の可能性にも対処することが必要です。

また、吸収源について検討する際には、シベリアなどの亜寒帯林を伐採することによって凍土中のメタンガスが放出してしまうことや、農業用などの肥料を利用した際に発生する一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)などの、「CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出」や、「土壌中の炭素の変化」についても考慮し、対象に含めることが必要でしょう。

世界の森林破壊が急速に進んでいます。京都議定書の吸収源の扱いによって、種の絶滅を防ぐなどの「森林」を守る取り組みを損なうことのないよう、対象とする植林の方式などには基準を加えるなどの配慮も必要です。

## 👁️ 各国の立場(国際交渉ではグループを組んで交渉することが多い)

### アンブレラグループ(9カ国・EU以外の先進国グループ)

京都メカニズムなどの積極的利用を主張し、吸収源問題では、吸収量がより多くなるよう都合の良い拡大解釈を主張し、ほとんど国内で削減をしなくてもよい制度を作ろうとしている。

#### アメリカ合衆国

アンブレラグループの主張をリード。アメリカ議会は途上国が義務に参加しないのは自国に不利だとして京都議定書に反対しているため、COP6後も議定書を批准するかどうか危ぶまれている。今後の姿勢は大統領選挙の結果に大きく影響されると考えられている。

#### 日本

京都議定書の早期発効のためには大幅な妥協も容認すべきとして、吸収源などの抜け穴拡大を率先して進めると同時に、国内対策では楽をしたいと考えている。

#### オーストラリア

石炭が主要産業であるため、本来は化石燃料利用の対策に力を入れるべき国だが、現在も行っている大規模な森林伐採の後に植林して、吸収源を最大限利用したいと考えている。

カナダ・ニュージーランド・ノルウェー・アイスランド・ロシア・ウクライナ

### EU(15カ国)

15カ国全体で共同で8%削減をすることになっている。ドイツやイギリスなど既に大幅に削減している国もあり、京都メカニズム利用に上限をつけること、吸収源の範囲拡大を第1約束期間には入れないことなどを主張。環境税を導入している国も多く、全体として国内対策・国際交渉両方において温暖化対策に前向き。ほとんどの国が温暖化対策として原発を利用することにも反対している。

### 途上国(G77+中国)

1つのグループとして交渉にあたることもあるが、議論が具体化するに従って利害が分かれる場面もある。途上国支援の問題については協調して先進国の対応を求めている。

しょうとうしょこく

#### 小島嶼国(AOSIS)

地球温暖化で海面上昇や国土の消失という最も深刻な影響を受ける島嶼国の集まり。COP3前から現在に至るまで、温暖化の影響の深刻さを訴え続け、先進国に積極的な対応を求めている。

#### 中国・インド等

先進国に現在の温暖化の原因があるとして、先進国の取り組みを強く求め、途上国グループの主張をリード。

#### 産油国

サウジアラビアを中心に温暖化対策によって受ける経済的な損失に補償を求める。これを理由にCOP6で交渉全体を妨げることが懸念される。

# ◎日本は何をしているの？

**Q:日本は十分な温暖化対策を国内で取っているのですか？**

**A:国内の取り組みは、まだほとんど行われていません。**

日本は、条約で決められた2000年までにCO<sub>2</sub>排出量を90年レベルに戻すという目標を達成できませんでした。

政府はCOP3後の98年6月に「地球温暖化対策推進大綱(以下、大綱)」という政府の温暖化対策を取りまとめ、さらに10月には、温暖化対策を目的にした「地球温暖化対策推進法」という法律を定めました。

しかしこれらは、新しい取り組みとは言えません。「大綱」は既存の施策や他の目的でそもそも行っていた政策を「温暖化対策」としてまとめたにすぎませんし、新しく作った法律でさえ、単なる努力規定が書かれただけのもので、6%削減のために実質的な効果をあげるものではないからです。今のままでは京都議定書の目標はとて達成できません。

**Q:政府は6%削減をどうやって実現するつもりなのでしょう？**

**A:海外や森林で減らしたことにしようとしているだけで、実現のための政策は手つかずです。**

政府は98年の「大綱」で、6%削減するための内訳を示しました。そこでは、地球温暖化の主な原因である石炭や石油などの化石燃料からのCO<sub>2</sub>の排出削減目標は、原発20基増設した上で0%となっています。ここには、国内対策を実施して6%削減を実現しようという意欲がみられず、大変残念なことです。また、6%削減のうち3.7%を森林等の吸収でまかない、さらに1.8%を海外で減らす仕組み(京都メカニズム)を利用して帳尻合わせをしております。

**6%削減の内訳政府案  
(98年6月「大綱」より)**

±0.0%	国内削減分 -0.5%	(a)化石燃料消費からのCO <sub>2</sub>
-0.5%		(b)メタン・一酸化二窒素・エネルギー起因以外CO <sub>2</sub>
-2.0%		(c)「革新的技術開発」「国民各層の更なる努力」
+2.0%	抜け穴利用分 -5.5%	代替フロン等(HFC・PFC・SF <sub>6</sub> )
-3.7%		森林等の吸収
-1.8%		京都メカニズム(排出量取引・共同実施・CDM)
	-6.0%	合計

**Q:森林などの吸収分で3.7%分もあてにできるのですか？**

**A:いいえ。国際交渉がどう転がっても、それほどの吸収を得ることは無理です。**

日本が見込んでいる3.7%とは、実際に植林をしようしているのではなく、京都議定書の規定を拡大解釈して、今ある日本の森林などの吸収をすべてを対象にして「3.7%減ったことにする」というのがねらいです。しかし、現在国際交渉で議論されているのは、森林管理などが手を加えてCO<sub>2</sub>の吸収能力を向上させた場合についてであって、自然に森林が吸収するCO<sub>2</sub>が対象になることはありません。すべてを対象にしたら各国間で大きな不平等が生まれることはp4で説明した通りです。すなわち、3.7%分の吸収分を獲得することは絶対に不可能です。さらに3.7%も吸収源があるとすると根拠は公開されておらず、全く不明です。非現実的な提案をCOP3以降3年間も見直さないこと自体、大きな問題です。

**Q:日本政府はCOP6の国際交渉にどのような姿勢で臨むのでしょうか？**

**A:交渉姿勢は非常に消極的。抜け穴拡大を狙う動きが顕著です。**

国内で具体的対策を打ち出すことなく、「抜け穴」を拡大しようという日本政府の姿勢は、ますます顕著になっています。国内で十分な政策を取っていないにもかかわらず、吸収源などに頼らないと6%削減は非常に難しいという判断をし、さらに、「京都議定書を早く発効させる」ためなら抜け穴だけでも合意できさえすればよいと、先陣切って京都議定書を無意味なものにしてしまうような提案を続けています。この日本政府の姿勢に国際的な批判が高まっています。京都会議の議長国日本は、国際的な信頼を失わないために、積極的な国内削減策を打ち出すと共に、COP6では抜け穴に頼る姿勢を改めなければなりません。

# ◎COP6へ向けて キャンペーン実施中!



行動しよう、地球温暖化防止のために!

## ◎「<sup>いっせのせ</sup>一斉の声」地球温暖化防止キャンペーン<日本版9月1日スタート!>

COP6に向けて、WWF、グリーンピース、地球の友など16の環境NGOが中心になってインターネットを通して国際的なキャンペーン(Climate Voice)を展開しています。このキャンペーンは、COP6に向けて各国首脳の温暖化防止への積極的な取り組みを求める市民の声を集めるもので、日本では「<sup>いっせのせ</sup>一斉の声」という名称でスタートしました。参加方法はいたって簡単で、ウェブサイトアクセスし、Eメールアドレスを入力し、署名するだけで各国首脳にあなたの声を直接届けることができます。また友人・知人にウェブカードを送り、キャンペーンを広めることもできます。目標はCOP6までに全世界で1000万の署名を集めることです。このキャンペーンに多くの方が参加し、1人1人の声が大きくなるのが、各国首脳を動かす原動力となります!

今すぐ、<http://wwfjapan.aaapc.co.jp/cv/>へアクセス

## ◎「どう進める日本の温暖化政策」10月に東京でシンポ

気候ネットワークでは、日本が約束した6%削減を森林吸収以外の国内対策で実現するための提案をする「温室効果ガス6%削減市民案プロジェクト」を進めています。効果を上げていない日本政府の政策の代替案として、COP6直前の10月に市民案の最終報告を発表し、今後の日本の温暖化対策について議論するシンポジウムを開催します。

■日時：10月29日(日) 場所：東京都庭園美術館大ホール(東京都港区)

■時間：13:00～18:30(開場12:30) 参加費(資料代金)：一般2000円、気候ネットワーク会員1000円

■内容：6%削減市民案の発表・各セクターを交えたパネルディスカッションによる徹底討論 <ボランティア募集中!>

## ◎「市民が進める温暖化防止2000」12月、京都で開催

気候ネットワークでは、COP6の直後に京都でシンポジウムを開催します。抜け穴のない京都議定書の批准・発効のための具体的方策・制度を検討するCOP6の総括を始め、今後の国内の温暖化対策の具体的な取り組みについて議論します。

■日時：12月9日(土)・10日(日) 場所：ハートピア京都(京都市中京区)

■参加費(予定)：1000円

<ボランティア募集中!>

## ◎国会議員・マスコミ懇談会

COP6を前に、温暖化問題に取り組むNGOの共催により、国会議員・マスコミ懇談会をそれぞれ実施いたします。温暖化問題の現状・COP6の論点・NGOの主張などについてわかりやすく伝えます。

■国会議員懇談会：10月3日(火) 15:00～17:00 場所：参議院議員会館会議室

■マスコミ懇談会：10月3日(火) 18:30～20:30 場所：未定(東京都内の会議室)

## ◎COP6アクション 「Dike(堤防)」

COP6の開催地・オランダ・ハーグでは、会議開催の前日の11月12日、会場周辺に、砂袋を積み上げ海面上昇をイメージした1キロ四方の池を作り、温暖化の深刻さを訴えます。米国からは200名の学生が参加する予定になっています。日本から本アクションに参加する学生も募集中です。(渡航費等は自己負担となります)

本文イラスト：ハイ・ムーン

### ●書籍案内●

#### 『よくわかる地球温暖化問題』

気候ネットワーク編

定価1800円(税別) / A5判

230頁 / 中央法規出版

地球温暖化問題の理解に必要な情報をコンパクトに収めた書籍を出版。「解説の部」では温暖化の科学・国際的な動向・国内の対策を網羅し、わかりやすく解説。約500の関連用語を説明した用語集付き。温暖化問題に関心のある方すべてにお勧めの1冊。

### ●出版記念コンテスト受付中●

左記の書籍出版を記念し、本書を読んで感じたこと・学んだことをわかりやすく子どもたちに伝える作品を募集中。

【募集作品】(部門1) 本書の一部をイラスト・絵・図解・グラフなどを用いて子供向けに書き改めたテキスト、(部門2) 作文・詩・イラスト・ポスター・工作物・音楽など

【応募資格】 子供から大人まで

【募集期間】 2000年7月15日～11月15日

【賞金・賞品】 特賞作品には10万円

12月シンポジウムで入賞者表彰式をします。